

知多市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市広告掲載要綱（平成21年知多市告示第8号。以下「要綱」という。）及び知多市広告掲載審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、知多市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「雑誌スポンサー制度」とは、知多市立中央図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌（以下「雑誌」という。）に広告を掲載する者（以下「スポンサー」という。）が、広告を掲載する対価として、雑誌の購入費用を負担し、図書館に当該雑誌を納入することをいう。

2 スポンサーは、納入雑誌（最新号に限る。）のカバーに広告を掲載することができる。

(雑誌の選定)

第3条 スポンサーは、図書館が別に定める雑誌リストの中から提供する雑誌を選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、図書館との協議によりあらかじめ認められた雑誌については、提供する雑誌として選定することができる。

(スポンサー及び広告の基準)

第4条 スポンサー及び広告は、要綱第3条及び審査基準第2条に定める基準を満たすものとし、公共性及び公益性を妨げないものとする。

2 要綱第3条第2項第16号に規定する広告として掲載することが適当でないと市長が認めるものとは次の次号のいずれかに該当するものとする。

(1) 被補助人、被保佐人又は成年被後見人である者の広告

(2) 破産者で復権を得ない者の広告

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第32条第1項各号に掲げる者の広告

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者（いずれかに該当

した者であつて、その事実があつた後2年を経過した者を除く。)の広告

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者の広告

(6) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するもの

(7) 占い、運勢判断その他これらに類するもの

(8) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、図書館等の業務に支障をきたすおそれのあるもの

(広告掲載場所及び配架位置)

第5条 広告を掲載する場所及び提供を受けた雑誌の配架位置は、図書館長が決定する。

(広告の規格及び掲載方法)

第6条 広告の規格及び掲載方法は、次のとおりとする。

(1) 雑誌カバーの表面の広告の大きさは、縦4センチメートル、横15センチメートル以内とし、スポンサー名を明記することとする。

(2) 雑誌カバーの裏面の広告の大きさは、雑誌カバーに収まるサイズとする。

(3) 雑誌カバーに記載する広告は、スポンサーが作成するものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は第10条の規定により、掲載が決定した月(雑誌の受入期間)に発行された号から当該年度の3月末日までに発行される号までとする。

ただし、掲載期間が満了する2月前までに、市又はスポンサーに解除の意思表示がない場合は、広告の掲載期間を自動的に1年間継続するものとし、それ以後も同様とする。

(スポンサーの募集)

第8条 スポンサーの募集は、知多市公式ホームページ及び広報ちたによるものとする。

(スポンサーの申込み)

第9条 スポンサーを希望する者（以下「スポンサー希望者」という。）は、知多市図書館雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）に広告デザインの素案等必要書類（以下「申込書等」という。）を添えて、提出するものとする。ただし、市の入札参加資格を有する者は納税証明書、登記事項証明書及び身分証明書の添付を省略することができる。

2 スポンサー希望者は、市から追加で掲載内容又は、その他の資料の提出を求められた場合は、これらの資料を提出するものとする。

（スポンサーの決定）

第10条 市長は、前条の申込書等を受けたときは、第4条の規定によりスポンサー及び広告の内容を審査し、スポンサーを決定し、その結果を知多市図書館雑誌スポンサー制度決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

（スポンサーの責任）

第11条 スポンサーは、提供する雑誌に掲載された当該広告についての一切の責任を負うものとする。

2 スポンサーは、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 スポンサーは、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

（広告内容の変更）

第12条 スポンサーが広告内容の変更を行う場合は、知多市図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更申込書（第3号様式）に変更後の広告のデザインの素案等を添えて、市に提出するものとする。

2 市長は、前項による申込書を受けたときは、第4条の規定により広告の内容を審査し、その結果を知多市図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更決定通知書

（第4号様式）により、スポンサーに通知するものとする。

（雑誌の提供方法）

第13条 雑誌の提供は、スポンサーが図書館の指定する納入業者（以下「納入業者」という。）に提供する雑誌を発注し、納入業者が直接図書館に当該雑誌を納入することにより行うものとする。

- 2 提供する雑誌が休刊、廃刊等になった場合は、スポンサーは図書館と協議するものとする。

(雑誌購入代金の支払い)

第14条 雑誌の購入代金は、スポンサーが納入業者に支払うものとする。

- 2 前項の支払いに係る費用は、全てスポンサーが負担するものとする。

(雑誌提供中止の申出)

第15条 スポンサーは、自己の都合により提供している雑誌の全部又は一部の提供を中止しようとするときは、当該中止しようとする日の2月前までに、知多市図書館雑誌スポンサー制度中止申出書(第5号様式)を市に提出するものとする。

- 2 市長は、前項による申出書を受けたときは、スポンサーに対し、知多市図書館雑誌スポンサー制度中止承認書(第6号様式)により通知するものとする。

(スポンサーの取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の決定を取り消すことができる。この場合において、スポンサーに生じた損害に対して、市はその責任を負わない。

(1) スポンサーが第4条第1項及び第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(2) 前号のほか、市長がスポンサーとして適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により決定を取り消すときは、知多市図書館雑誌スポンサー制度取消通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(雑誌の所有権)

第17条 提供を受けた雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年8月1日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

知多市図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

知 多 市 長 様

知多市図書館雑誌スポンサー制度に申込みたいので、知多市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第9条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、広告掲載に当たっては知多市広告掲載要綱、知多市広告掲載審査基準及び関連規定を遵守します。

申 込 者 の 所 在 地	〒 -	
申 込 者 の 名 称		
代 表 者 職 氏 名		
連 絡 先 電 話 番 号	() -	
担 当 者 部 署		
担 当 者 氏 名		
提供を希望する雑誌名等（※6誌以上の場合は、別紙（任意様式）で提出すること。）	希望順位	雑 誌 名
掲 載 期 間	年 月 ～ 年 月に発行される号まで	

掲 載 す る 広 告 の 内 容 ※1							
表 示 す る スポンサー名 ※2							
添 付 書 類	1 広告デザインの素案 2 証明書（市の入札参加資格を有する者は省略可） (1) 直近の納税証明書（該当する税目のみ） <table border="1"> <tr> <td>法人</td><td> ① 法人税、消費税及び地方消費税（その3の3未納税額のない証明用） ② 法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税、自動車税種別割（未納の税額がないこと用） ③ 法人市民税、固定資産税、軽自動車税（未納の税額がないこと用）※本市において納税義務があるものに限る </td></tr> <tr> <td>個人</td><td> ① 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（その3の2未納税額のない証明用） ② 個人事業税、自動車税種別割（未納の税額がないこと用） ③ 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（未納の税額がないこと用） </td></tr> </table> (2) その他の証明書 <table border="1"> <tr> <td>法人</td><td>登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）</td></tr> </table>	法人	① 法人税、消費税及び地方消費税（その3の3未納税額のない証明用） ② 法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税、自動車税種別割（未納の税額がないこと用） ③ 法人市民税、固定資産税、軽自動車税（未納の税額がないこと用）※本市において納税義務があるものに限る	個人	① 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（その3の2未納税額のない証明用） ② 個人事業税、自動車税種別割（未納の税額がないこと用） ③ 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（未納の税額がないこと用）	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
法人	① 法人税、消費税及び地方消費税（その3の3未納税額のない証明用） ② 法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税、自動車税種別割（未納の税額がないこと用） ③ 法人市民税、固定資産税、軽自動車税（未納の税額がないこと用）※本市において納税義務があるものに限る						
個人	① 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（その3の2未納税額のない証明用） ② 個人事業税、自動車税種別割（未納の税額がないこと用） ③ 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（未納の税額がないこと用）						
法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）						

	<table border="1"> <tr> <td>個人</td> <td>住民票の写し、身分証明書</td> </tr> </table>	個人	住民票の写し、身分証明書
個人	住民票の写し、身分証明書		
※原本の写しも可とする。 ※証明年月日が申込書提出時から3か月以内のものであること。 ※市の入札参加資格を有している者は省略を可とする。			

※1 広告の内容は、申込時点での予定内容を記入してください。

また、広告は雑誌カバーの裏面に掲載

※2 スポンサー名は、雑誌カバーの表面に表示

第2号様式（第10条関係）

知多市図書館雑誌スポンサー制度決定通知書

年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで申込みのありましたスポンサー制度については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 ☐ スポンサーに決定する
☐ スポンサーに決定しない
(決定しない場合の理由)

- 2 広告掲載期間 年 月 ～ 年 月に発行される号まで
(雑誌の受入期間)

- 3 提供を受ける雑誌及び配置する館等

- 4 雑誌を納入する業者

- 5 スポンサーの条件

知多市広告掲載要綱、知多市広告掲載審査基準、知多市図書館雑誌スポンサー制度実施要領等を遵守してください。

- 6 その他

(1) 提供していただく雑誌は、指定した納入業者に発注し、配置する館等に直接納入させてください。

(2) 雑誌の購入代金は、遅滞なく納入業者に支払ってください。

第3号様式（第12条関係）

知多市図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更申込書

年 月 日

知 多 市 長 様

知多市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第12条第1項の規定により、次のとおり申し込めます。

申 込 者 の 所 在 地	〒 -
申 込 者 の 名 称	
代 表 者	
連絡先電話番号	() -
担 当 者 部 署	
担 当 者 氏 名	
変 更 理 由 及 び 変 更 内 容	
変 更 希 望 日	年 月に発行される号から
添 付 書 類	変更後の広告デザインの素案等

第4号様式（第12条関係）

知多市図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更決定通知書

年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで申込みのありました広告内容の変更については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分

☐ 変更を決定する

☐ 変更を決定しない

（変更を決定しない場合の理由）

2 広告掲載条件

知多市広告掲載要綱、知多市広告掲載審査基準、知多市図書館雑誌スポンサー制度実施要領等を遵守してください。

3 その他

第 5 号様式（第 1 5 条関係）

知多市図書館雑誌スポンサー制度中止申出書

年 月 日

知 多 市 長 様

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

次のとおり雑誌提供の中止を申し出ます。

中止する雑誌名	
中 止 月	年 月に発行される号から
中止する理由	

第6号様式（第15条関係）

知多市図書館雑誌スポンサー制度中止承認書

年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで申し出のありました雑誌提供の中止について、次のとおり承認しましたので通知します。

中止する雑誌名	
中 止 月	年 月に発行される号から

第7号様式（第16条関係）

知多市図書館雑誌スポンサー制度取消通知書

年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで決定した知多市図書館雑誌スポンサー制度に係る広告
掲載について、下記のとおり取消しましたので、通知します。

記

取消理由

知多市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第16条第1項第 号に該当